

沖縄県 感染防止対策に係る基準 Q&A付き(飲食店)

令和4年12月23日更新

巡回確認者: _____ 確認日: _____

店名: _____ シーサステッカー掲示: 有(店頭・それ以外)・無

電話番号: _____ 感染対策責任者名: _____ 店舗対応者: _____

確認後「レ」を記入

店舗内の衛生管理		チェック欄
1	ドアや窓の常時開放や、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)にする、または換気設備により、店内の換気を十分に行っている。(CO ₂ 濃度1,000ppm以下。) ※一般的なエアコンは換気設備にはあたりません	
	関連質問	回答
1-1	換気の基準(1,000ppm以下)とは、どの程度か。	内閣官房調査研究報告では、700ppmくらいまでは、「比較的空気は良い」と感じられる。1,000ppmを越えると、「この部屋は空気が悪いな」と感じ始める。会議室等では、窓と廊下を少し開けて換気を続けると、16人いても500ppmという非常に低濃度で安定する。と記載されています。⇒そのため、基本的な換気対策を講じていれば1,000ppmはこえないと想定されます。
1-2	CO ₂ センサーは各店舗で購入する必要があるのか。	各事業者に購入を求めるものではありませんが、換気の状態をお客様に見えるようにするものですので、購入を推奨しております。
1-3	換気機能付きのエアコンを購入したが、それでもだめなのか。	エアコンの説明書等に換気機能付きと記載されていれば、換気設備とみなしますが、店舗の構造や間取り等も影響しますので、換気状況についてはCO ₂ センサーでの確認を推奨しております。
1-4	建築物衛生法の対象施設の対応について	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法(通称:ビル管法))の対象施設については、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしていることが要件となります。申請施設がテナント等のため申請者が把握していない場合は、建物の管理者にご確認ください。 ※建築物衛生法の対象施設は、延べ面積3,000㎡以上の興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校(研修所を含む。)、旅館
2	手指消毒用の設備を設置しており、入店時に手指消毒を実施するようお客様に声かけし、飲食中以外のマスク着用について、声かけや掲示などで促している。なお、病気や障がい等でマスク着用が困難な方には、差別等が生じないよう十分配慮するとともに、必要に応じてマスク着用以外に可能な感染対策をお願いしている。	
3	入店時に検温を実施している。	
	関連質問	回答
3-1	入店時の検温は、お客様に各自でお願いしているが、必ず店員が実施する必要があるのか。	必ず店員が実施する必要はありませんが、熱がないかどうかの確認は行うようにしてください。
4	軽度であっても発熱や咳等の風邪症状がある方の入店をお断りしている。	
	関連質問	回答
4-1	それぞれの内容を印刷した紙等を掲示することで対応可能か。	ご認識の通りです。
4-2	発熱とは何度以上か。	平熱より1度以上高い場合を目安としてください。
5	お客様がよく触れる場所や器具(トイレ、ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン等)を定期的に清掃・消毒している。	
6	お客様が入れ替わるタイミングでテーブルを清掃し、適時消毒している。また、卓上に共用調味料、ポット等を置く場合、これらを適時消毒している。(カラオケ設置店は、マイクの使用ごとに消毒を行っている)	
	更新日	

	関連質問	回答	更新日
6-1	共用の物品等とはどのようなものか。	卓上の調味料、紙ナプキン等が含まれます。 ※消毒できない物品等があれば、設置を避けるか、個別に提供するなどの工夫をお願いします。	2021/5/24
6-2	漫画や雑誌を設置しているが、対策はどのように行えばよいか。	緊急事態宣言中（県独自含む）や、まん延防止等重点措置区域であれば、消毒できない漫画や雑誌等の設置を避けるか、カバーで覆い使用できないよう対応をお願いします。	2021/7/14
7	感染対策の責任者を設置している。		
	関連質問	回答	更新日
7-1	感染対策の責任者とは、どのようなものか。	店舗での感染対策における責任者であり、資格を有している必要はありませんが、意識して感染対策の情報収集や実施に努めてください。	2021/5/24
7-2	1人の者が、複数店舗の責任者になってよいのか。	ご認識の通りです。	2021/5/24
従業員等の安全衛生管理			チェック欄
1	大声を出さないことや適切なマスクの正しい着用を徹底している。※マスク着用の考え方等については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照		
2	レジでの対面接客時において、現金等の受け渡し後には手指消毒を行っている。		
3	出勤前に従業員の検温及び体調確認をし、出勤前や勤務中に軽度であっても発熱や風邪症状、嘔吐・下痢等の症状を認める従業員は速やかに休ませている。		
4	従業員の控え室は換気し、必要に応じて一度に休憩する人数を減らすなど、密を回避している。		
	関連質問	回答	更新日
4-1	従業員の控え室を設けていないが、設ける必要があるのか。	控え室がない場合は、当該項目は対象外となります。	2021/5/24
5	従業員のユニフォームは、当該日業務終了後など定期的に洗濯している。		
	関連質問	回答	更新日
5-1	ユニフォームは毎日洗濯する必要があるのか。	利用により、汚染のリスクがある場合は洗濯してください。	2021/5/24
お客様の安全			チェック欄
1	順番待ちのときは、来店者同士が触れ合わない程度の間隔を確保するための誘導（足元表示や声掛け等）などを行っている。		
2	県の対処方針にあわせて滞在時間や人数を守るよう、お客様に声かけしている。		
	関連質問	回答	更新日
2-1	声かけではなく、掲示により注意を促しているが、それでもよいか。	ご認識の通りです。	2021/6/15
3	お客様同士の回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるよう、掲示等により注意を促している。		
4	テーブル間の配置について、座席の間隔を最低1m以上確保するか、他のグループとの間をパーティション等で遮蔽している。※パーティション等は目を覆う程度の高さ以上が目安		
	関連質問	回答	更新日
4-1	背面同士もパーティション等の設置や、1m以上距離をとる必要があるのか。	他のテーブルとの間にパーティション等を設置するか、座席の間隔（1m以上）を十分に確保することが必要となります。	2021/5/24
5	同一テーブルでの配置について、真正面での着座配置を避けるなど、座席の間隔を最低1m以上確保するか、パーティション等で遮蔽している。ただし、日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、同居家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合は除く。		
	関連質問	回答	更新日
5-1	焼肉店等では、パーティション等を設置することができないが、どのように対応するか。	斜めに座るなど席の配置を工夫し、1m以上の距離を確保するよう工夫をお願いします。	2021/5/24

5-2	パーティション等の設置方法の基準を示してほしい。隣同士もパーティション等で遮蔽する必要があるのか。	パーティション等については、同一テーブル上の正面及び隣席との間に設置するか、座席の間隔（1m以上）を十分に確保することが必要となります。なお、パーティション等を設置する際には、空気の流れを阻害しないようにご注意ください。	2022/9/22
5-3	パーティション等の設置や、相互に1m以上の距離を確保することが難しい店舗はどのように感染防止対策を講じたいか。	席数を減らすなどして、対策を講じていただきたいと思います。	2021/5/24
5-4	紫外線殺菌装置を設置しているが、座席の間隔を確保する必要があるのか。	座席の間隔を確保することは、飛沫による感染を防ぐ目的がありますので、間隔の確保をお願いします。	2021/5/24
5-5	パーティション等について、下が開いているタイプや、テーブルの横幅より小さいタイプを設置しているが問題ないか。	下が数センチ開いているタイプ（書類を通す程度）でも問題ありません。また、テーブルの横幅に対して、数センチ足りないタイプでも問題ありません。ただし、極端に小さいパーティション等などについては、現地調査で指導の対象となる可能性もございます。	2021/5/24
5-6	店内で演奏のサービスがある場合、演奏者はマスク着用のうえ、客席との距離を1m以上十分確保するか、パーティション等で遮蔽することで問題ないか。	客席との間隔が1m以内であればマスクは必須です。客席との間隔が2m以上離れてる場合や、パーティション等で完全に遮蔽している場合は、マスクなしでも可となります。	2021/7/14
5-7	座席の距離の確保やパーティション等設置の例外事項となる日常的に接している少人数の知人等について、帰省時等は含まれるのか。	少人数であっても、帰省時など、日常的に接していない知人等のグループが同席するなどの場合は、座席の間隔を最低1m以上確保するか、パーティション等で遮蔽する必要があります。	2022/12/23
ビュッフェスタイルの場合は、下記項目についても満たすこと			チェック欄
1	ビュッフェやサラダバーは、一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用し、取り分け用のトンゴや箸を共用とする場合は、手指の消毒を徹底するよう声かけや掲示で促している。または、料理を小皿に盛って提供するが、スタッフが料理を取り分けている。		
カラオケボックスの場合は、下記項目についても満たすこと			チェック欄
1	歌唱者間の距離が十分に確保できるよう、各室における入場人数の制限を行っており、利用者に分かるように受付等にて紙で明示している。利用人数が各室の通常定員の半数を超える場合は、部屋の分散利用で対応している。		
2	歌唱時も含め常にマスクを着用するよう声かけ及び掲示にて促している。また、飲食提供時に合わせて着用状況の確認を行い、状況に応じてプラカード等で注意を促す。		
3	各部屋ごとに消毒設備を設置するとともに、マイク利用時の手指消毒及びマイク利用毎の消毒を行うよう掲示及び声かけにて促している。		
4	室内清掃時は、必ずドアを開放し換気を行うとともに、高頻度接触部位（マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、マラカスなどの楽器、テーブル、椅子、電気のスイッチ等）の消毒を徹底している。		
確認終了時	全ての対策を確認済(チェック済)		
	(全てチェック済みの場合に限る)⇒ 認証済みステッカーの配布		
	確認できない対策がある ⇒ (追加ステッカーは配布不可)		